

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月29日

【事業年度】 第5期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社東理ホールディングス

【英訳名】 Tori Holdings Co., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永井 鑑

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目8番5号

【電話番号】 03(3548)1014(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 忍田 登南

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目8番5号

【電話番号】 03(3548)1014(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 忍田 登南

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月26日に提出いたしました第5期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の連結財務諸表については、アスカ監査法人により監査を受け、その監査報告書を添付しております。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第5 経理の状況

##### 1 連結財務諸表等

###### (1) 連結財務諸表

###### 注記事項

###### 関連当事者情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第5【経理の状況】

#### 1【連結財務諸表等】

##### (1)【連結財務諸表】

注記事項

##### 【関連当事者情報】

(訂正前)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

#### 2 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等(人)	事業上の関係				
役員及び主要株主	福村 康廣			当社代表取締役社長	18.2			資金の貸付(注)4	500,000		
								受取利息(注)4	844		
								資金の借入(注)4	300,000		
								支払利息(注)4	3,945		
								株式の購入(注)5	1,157,030		
役員	今井 輝彦			当社取締役	0.1			資金の貸付(注)4	312,674	—	—
								受取利息(注)4	418	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社エデュケーションコンサルタント(注)1	東京都新宿区	10,000	経営コンサルタント業 投資コンサルタント業	直接3.7	1	資金の貸付	株式の貸付(注)6	665,000		
								貸株料の受取(注)6	4,461		
								賃借料の支払(注)7	255		
								固定資産の購入(注)8	3,862		
								賃貸料の受取(注)7	4,077		
								光熱費の受取(注)7	221		
								株式の購入(注)5	1,138,000		
								事業費の支払(注)7	30,485		
								業務委託費の支払(注)3	34,200		
報酬の前渡(注)3	300,000	未収入金	300,000								

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 株式会社エデュケーションコンサルタントは、当社代表取締役福村康廣により実質的な影響力を持たれている会社であります。
- 2 今井輝彦は平成19年11月30日に取締役を退任しております。
- 3 報酬及び業務委託費の支払は、業務内容を勘案の上決定しております。
- 4 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 5 株式の購入は市場価格を勘案して決定しております。
- 6 株式の貸付については、株式の市場価格及び市場金利を勘案して取引条件を合理的に決定しております。
- 7 賃借料の支払、賃貸料の受取、光熱費の受取及び事業費の支払は、市場における一般取引条件と同様に決定しております。
- 8 固定資産の購入は、市場における一般取引条件と同様に決定しております。
- 9 取引金額に消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金または 出資金 (千円)	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
役員及び個人 主要株主	福村康廣			当社代表取締役 社長	20.8	関係会社株式 の購入	関係会社株式 の購入(注)4	150,000			
							資金の貸付 (注)5	130,680	長期貸付金	130,680	
	永井 鑑			当社専務取締役	0.6	資金の貸付	受取利息(注)5	15	その他流動資産	15	
							貸付金の担保 差入(注)8	22,000			
	忍田登南				当社取締役	0.6	資金の貸付	資金の貸付 (注)5	130,680	長期貸付金	130,680
								受取利息(注)5	15	その他流動資産	15
							貸付金の担保 差入(注)8	24,000			
重要な子会 社の役員	山田国男			ボン・サンテ 代表取締役会 長		債務保証契 約の締結	債務保証契約 の締結(注)2	370,669			
役員及びそ の近親者が 議決権の過 半数を所有 している会 社等	株式会社エ デュケーション コンサルタント(注)1	東京都中 央区	10,000	経営コンサル タント業投資 コンサルタン ト業		資金の貸付	資金の貸付 (注)5	580,061	—	—	
							貸付金の利息 (注)5	6,890	—	—	
							業務委託費の 支払(注)7	35,000			
							賃貸料の受取 (注)6	1,200			
							債権の譲受 (注)3	300,000			

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 株式会社エデュケーションコンサルタントは、当社代表取締役福村康廣により実質的な影響力を持たれている会社であります。
- 2 山田国男氏は㈱国分との「通貨及び金利交換取引契約」の連帯保証をしております。なお、同氏は平成20年6月27日に㈱ボン・サンテの役員を退任しております。
- 3 債権の譲受は回収可能額を合理的に見積もり、金利等を勘案の上決定しております。
- 4 関係会社株式の購入は市場価格を勘案して決定しております。
- 5 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 6 賃貸料の受取は、市場における一般取引条件と同様に決定しております。
- 7 業務委託費の支払は、業務内容を勘案の上決定しております。
- 8 貸付金の担保として当社株式を受け入れております。
- 9 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

2 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
						役員の兼任等(人)	事業上の関係					
役員及び主要株主	福村 康廣			当社代表取締役社長	18.2			資金の貸付(注)4	500,000			
								受取利息(注)4	844			
								資金の借入(注)4	300,000			
								支払利息(注)4	3,945			
								株式の購入(注)5	1,157,030			
役員	今井 輝彦			当社取締役	0.1			資金の貸付(注)4.10	469,220	長期貸付金	152,546	
								受取利息(注)4.6.10	6,329	その他流動資産	5,911	
								株式の貸付(注)6.10	742,000	投資有価証券	542,000	
		永井 鑑	—	—	当社取締役	—	—	—	資金の貸付(注)4.11	156,546	長期貸付金	150,546
									受取利息(注)4.11	1,185	その他流動資産	1,185
		忍田 登南	—	—	当社取締役	0.2	—	—	資金の貸付(注)4.12	162,000	長期貸付金	156,000
									受取利息(注)4.12	1,816	その他流動資産	613
	役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社エデュケーションコンサルタント(注)1	東京都新宿区	10,000	経営コンサルタント業 投資コンサルタント業	被所有 直接3.7	1	資金の貸付	株式の貸付(注)6	665,000		
									貸株料の受取(注)6	4,461		
賃借料の支払(注)7									255			
固定資産の購入(注)8									3,862			
賃貸料の受取(注)7									4,077			
光熱費の受取(注)7									221			
株式の購入(注)5									1,138,000			
事業費の支払(注)7									30,485			
業務委託費の支払(注)3									34,200			
報酬の前渡(注)3									300,000	未収入金	300,000	
株式会社オッセイ(注)9		東京都新宿区	30,000	投資コンサルタント業	—	—	業務委託	業務委託費の支払(注)3	20,000	—	—	

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 株式会社エデュケーションコンサルタントは、当社代表取締役福村康廣により実質的な影響力を持たれている会社であります。
- 2 今井輝彦は平成19年11月30日に取締役を退任しております。
- 3 報酬及び業務委託費の支払は、業務内容を勘案の上決定しております。
- 4 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 5 株式の購入は市場価格を勘案して決定しております。
- 6 株式の貸付については、株式の市場価格及び市場金利を勘案して取引条件を合理的に決定しております。
- 7 賃借料の支払、賃貸料の受取、光熱費の受取及び事業費の支払は、市場における一般取引条件と同様に決定しております。
- 8 固定資産の購入は、市場における一般取引条件と同様に決定しております。
- 9 退任後間もない役員が代表取締役に就任した会社であります。
- 10 資金の貸付の金額のうち、156,546千円は契約上は(有)アレスサポートに対する貸付であります。実質的には同社を経由した今井輝彦との金銭消費貸借契約と認識しております。また、株式の貸付は契約上は当社子会社と取引関係にある会社及び(株)オデッセイに対する480,000千円、262,000千円の株式の貸付であります。実質的には同社を経由した今井輝彦との株券消費貸借契約と認識しております。
- 11 資金の貸付は、契約上は(有)アレスサポートに対する貸付であります。実質的には同社を経由した永井鑑との金銭消費貸借契約と認識しております。
- 12 資金の貸付162,000千円は、契約上は(有)アレスサポート及び当社子会社と取引関係にある会社に対するそれぞれ81,000千円の貸付であります。実質的には同社を経由した忍田登南との金銭消費貸借契約と認識しております。
- 13 取引金額に消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金ま たは出資 金(千円)	事業の内容又 は職業	議決権等 の所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
役員及び個人主要株主	福村康廣			当社代表取締役社長	20.8	関係会社株式の購入	関係会社株式の購入(注)4	150,000			
							資金の貸付(注)5	130,680	長期貸付金	130,680	
	永井 鑑			当社専務取締役	0.6	資金の貸付	資金の貸付の返済(注)5,9	150,546			
							受取利息(注)5,9	2,966	その他流動資産	15	
							貸付金の担保差入(注)8	22,000			
							資金の貸付(注)5,12	180,680	長期貸付金	185,585	
	資金の貸付の返済(注)5,10	151,094									
	忍田登南			当社取締役	0.6	資金の貸付	受取利息(注)5,10	3,585	その他流動資産	18	
							貸付金の担保差入(注)8	24,000			
	重要な子会社の役員	山田国男			ボン・サンテ代表取締役会長		債務保証契約の締結	債務保証契約の締結(注)2	370,669		
	役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社エデュケーションコンサルタント(注)1	東京都中央区	10,000	経営コンサルタント業投資コンサルタント業		資金の貸付	資金の貸付(注)5,11	580,061	長期貸付金	270,000
								貸付金の利息(注)5,11	8,090	その他流動資産	1,200
業務委託費の支払(注)7								35,000			
賃貸料の受取(注)6								1,200			
債権の譲受(注)3								300,000			

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 株式会社エデュケーションコンサルタントは、当社代表取締役福村康廣により実質的な影響力を持たれている会社であります。
- 2 山田国男氏は㈱国分との「通貨及び金利交換取引契約」の連帯保証をしております。なお、同氏は平成20年6月27日に㈱ボン・サンテの役員を退任しております。
- 3 債権の譲受は回収可能額を合理的に見積もり、金利等を勘案の上決定しております。
- 4 関係会社株式の購入は市場価格を勘案して決定しております。
- 5 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 6 賃貸料の受取は、市場における一般取引条件と同様に決定しております。
- 7 業務委託費の支払は、業務内容を勘案の上決定しております。
- 8 貸付金の担保として当社株式を受け入れております。
- 9 資金の貸付の返済は、契約上は(有)アレスサポートに対する貸付に係るものでありますが、実質的には同社を経由した永井鑑との金銭消費貸借契約と認識しております。
- 10 資金の貸付の返済151,094千円は、契約上は(有)アレスサポート及び当社子会社と取引関係にある会社に対する貸付に係るものでありますが、実質的には同社を経由した忍田登南との金銭消費貸借契約と認識しております。
- 11 資金の貸付の期末残高270,000千円は、契約上は今井輝彦に対する貸付であります。実質的には同人を経由した㈱エデュケーションコンサルタントとの金銭消費貸借契約と認識しております。
- 12 資金の貸付180,680千円のうち50,000千円は、(有)アレスサポートに対する貸付であります。実質的には同社を経由した忍田登南との金銭消費貸借契約と認識しております。
- 13 取引金額には消費税等は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月29日

株式会社東理ホールディングス  
取締役会 御中

### アスカ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田中大丸印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 法木右近印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東理ホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東理ホールディングス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 有価証券報告書の訂正報告書の提出事由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の連結財務諸表について監査を行った。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年5月28日開催の取締役会において資本金の額の減少及び剰余金の処分について決議している。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年5月28日開催の取締役会において株式併合及び単元株式数の変更について決議している。
4. 重要な後発事象に記載のとおり、重要な連結子会社である株式会社東京理化工業所は、平成21年5月15日開催の臨時株主総会において資本金の額の減少について決議している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東理ホールディングスの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社東理ホールディングスが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 内部統制報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の5第1項の規定に基づき内部統制報告書を訂正している。当監査法人は訂正後の内部統制報告書について監査を行った。
2. 内部統制報告書に記載されている重要な欠陥のある全社的な統制及び決算財務報告プロセスにおいて、重要な欠陥を構成した内部統制上の不備に関連した一部の取引は、調査委員会による調査が行われ、その結果特定した必要な修正は全て連結財務諸表に反映されており、財務諸表監査において、当該重要な欠陥の影響を考慮して実施すべき監査手続及び範囲を決定しているため、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。